

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

鳥取県工業用水供給規程の一部を改正する規程

鳥取県工業用水供給規程（昭和43年鳥取県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。<u>以下同じ。</u>）を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1） 1給水先当たりの基本使用水量が、<u>鳥取地区工業用水道の給水区域内においては1日50立方メートル以上の者、日野川工業用水道の給水区域内においては1日100立方メートル以上の者</u></p> <p>（2） 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、工業用水の給水能力に余剰を生じている場合においては、知事が別に定める基準により、工業を営まない者も給水を受けることができる。</u></p> <p>（使用水量の決定）</p> <p>第12条 知事は、<u>次の各号に掲げる料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める水量を1月分の料金の算定に用いる水量として決定する。</u></p> <p>（1） <u>基本料金</u> <u>基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量</u></p> <p>（2） <u>特定料金</u> <u>特定使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量</u></p>	<p>（給水の対象）</p> <p>第4条 給水を受けることができる者は、給水区域内において工業（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第1項に規定する工業をいう。）を営む者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>（1） 1給水先当たりの基本使用水量が1日100立方メートル以上の者</p> <p>（2） 略</p> <p>（使用水量の決定）</p> <p>第12条 知事は、<u>毎月定例日に水量メーターを点検し、1月分の使用水量を決定する。ただし、水量メーターの故障により使用水量が不明のとき、又は水量メーターの検定に伴う計器の交換により使用水量の算定ができないときは、知事が認定するものとする。</u></p>

(3) 超過料金 毎月定例日に水量メーターを点検することにより得られる水量(水量メーターの故障又は水量メーターの検定に伴う計器の交換により水量メーターにより水量を得ることができないときは、知事が認定した水量)

(超過使用水量の算定方法)

第14条 超過使用水量は、基本使用水量を1日にわたり平均して使用した場合の単位時間(1秒以下の時間であって、各給水先に設置されているそれぞれの水量メーターにより水量を計測することができる最小の時間をいう。以下この条において同じ。)当たりの水量(特定使用水量の承認がなされている日における当該使用の対象となる時間にあつては、当該単位時間当たりの水量に当該特定使用水量を当該使用の対象となる時間にわたり平均して使用した場合の単位時間当たりの特定使用水量を加えて得た水量。以下この条において「単位使用決定水量」という。)を超えた水量を使用した各単位時間において使用した水量から単位使用決定水量を減じて得た水量を、第12条の規定により1月分の料金の算定に用いる水量の決定を行う対象となる期間にわたって、それぞれ合計して算定するものとする。

(水質及び水圧の基準)

第15条 略

2 配水管末端における工業用水の水圧の基準は、1平方センチメートル当たり0.5キログラム以上とする。

(料金の日割計算)

第17条 月の中途に利用を開始し、又は廃止したときの給水料金(超過料金を除く。)及び水量メーター料金は、それぞれの利用日数に応じた日割計算によるものとする。

附 則

1 略

(鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法の特例)

2 鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法については、平成24年3月31日までの間、第14条の規定にかかわらず、給水を受ける者との協定により定めることができる。

(超過使用水量の算定方法)

第14条 超過使用水量は、1日の各時間において使用する最大の水量から基本使用水量を24で除して得た水量と特定使用水量を当該特定使用時間数で除して得た水量とを合計して得た水量(以下この号において「使用決定水量」という。)を減じて得た水量(以下この号において「超過水量」という。)に当該超過に係る使用時間数(以下この号において「超過使用時間」という。)を乗じて算定するものとする。ただし、1日における1の超過使用時間が継続して2時間以内で、超過水量が使用決定水量の100分の5以内であり、かつ、1日の総使用水量が基本使用水量と特定使用水量とを合計して得た水量の範囲内であるときは、当該水量は、超過使用水量として算定しないものとする。

(水質及び水圧の基準)

第15条 略

2 配水管末端における工業用水の水圧の基準は、1平方センチメートル当たり0.5キログラムとする。

(料金の日割計算)

第17条 月の中途に利用を開始し、又は廃止したときの料金は、日割計算によるものとする。

附 則

1 略

(鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法の特例)

2 鳥取地区工業用水道に係る超過使用水量の算定方法については、当分の間、第14条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

様式第1号(第5条関係)

(表面)

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称 (印)

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。

申込みに当たっては、鳥取県営企業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条第3項の規定により供給をしないことができる使用に該当するものでないことを誓約します。

記

略

添付書類 給水場所の見取図

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

工業用水施設を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

上に掲げるもののほか、工業用水施設の利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがないこと。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 条例第5条第3項の該当の有無について、必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第1号

基本使用申込書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所又は所在地

氏名又は名称 (印)

下記のとおり、給水を受けたいので、鳥取県工業用水供給規程第5条第1項の規定により申し込みます。

申込みに当たっては、鳥取県営企業の設置等に関する条例(以下「条例」という。)第5条第3項の規定により供給をしないことができる使用に該当するものでないことを誓約します。

記

略

備考

- 1 給水場所の見取図を添付すること。
- 2 条例第5条第3項の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。